

## 信用リスクに関する事項

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

## 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

### 1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の**各都道府県の当会**までご連絡ください。

### 2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

#### 自動車事故の賠償にかかわる申し立て

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士が協力の交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っています。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおり、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

#### 自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。  
※ご契約内容に関するお問い合わせ先ではありません。

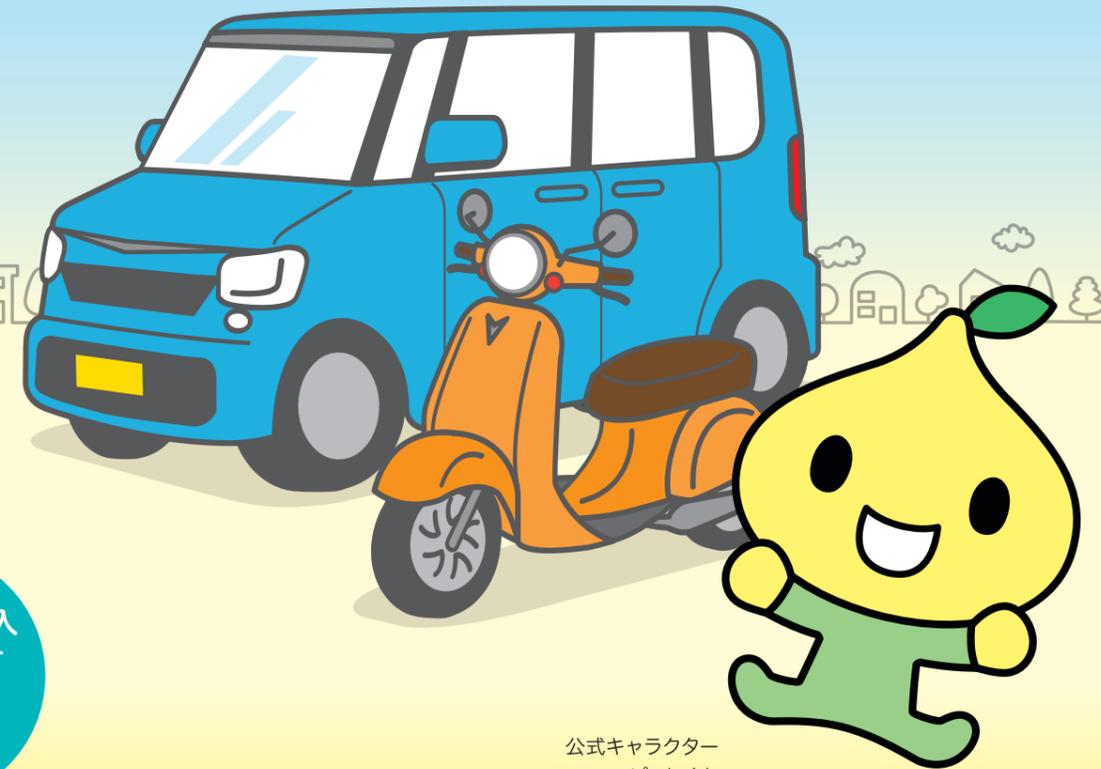
カーライフを応援する、頼れる補償

# マイカー共済

自動車総合補償共済

たしかな安心を、家計にやさしい掛金で

最大22等級・65%割引。  
安心をお届けする特約も多彩です。



公式キャラクター  
ピットくん

バイクもご加入  
いただけます



たすけあいの輪をむすぶ

# 本リーフレットを お読みいただくにあたって

お手元の「マイカー共済」リーフレットは、こくみん共済 coop のリーフレットを基に作成しています。

J P 共済生協組合員のみなさまは、J P 共済生協（団体）を経由してマイカー共済にご契約いただくこととなります。

J P 共済生協経由でご契約の場合は、リーフレットに記載の中で一部お取り扱いしていない共済制度や、事務取り扱いが異なる点がございます。下記に J P 共済生協でのお取り扱い内容を明記いたしますので、ご一読ください。

## J P 共済生協ではお取り扱いがないもの

❖ 交通事故危険補償特約 ➡ P.12、P.22

## J P 共済生協ではお取り扱い方法が異なるもの

❖ 契約の効力開始日 ➡ P.20

郵送された封筒の消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。

※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は消印日を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。

❖ 掛金の払込方法 ➡ P.20

口座振替の口座はゆうちょ銀行のみです。他の金融機関はご利用いただけません。（領収書は発行いたしません。）

また、マイカー共済の他の契約ですでに口座振替を利用され、同一の口座を指定いただいた場合、各契約の掛金を合算した額で振替させていただきます。

## 自賠責共済のお取り扱いについて ➡ P.16

こくみん共済 coop 指定整備工場または最寄りのこくみん共済 coop にて取り扱っていますので、詳細はお問い合わせください。その際、J P 共済生協の組合員である旨をお申し出ください。

※お近くのこくみん共済 coop 指定整備工場は J P 共済生協ホームページ(<https://www.postlife.or.jp/>)から検索することができます。

## その他

- ・「ご契約のしおり」の送付を省略しております。冊子での送付に代えて、J P 共済生協ホームページにてご確認ください。（<https://www.postlife.or.jp/e-book/index.html/>）
- ・お申込みは時間の余裕を持ってお手続きください。ご提出書類等の郵送などは一定の日数を要します。

裏面へ続く

## マイカー共済ご契約に関するお問い合わせ先

ポストライフサービスセンター

 **0120-081-931**

受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日・年末年始除く)

ホームページからのお問い合わせもご利用ください。

ホームページ ● <https://www.postlife.or.jp/>



契約引受団体：全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)  
取扱団体：日本郵政グループ労働者共済生活協同組合(J P 共済生協)

スマホで **ラクラク** お見積もり

パターン1 画像アップロード見積もり

スマホで車検証等と保険証券(共済証書等)を撮影してアップロードするだけ！

パターン2 じっくり見積もり

プランをじっくり検討したい！  
試算内容での申込書の印刷も可能



# マイカー共済 ご契約のてびき (P.17 ~) の記載事項について

## ❖ Ⅲ. 契約締結後にご注意いただく事項 ➡ P.21

1. 通知義務等、3. 解約返戻金、4. ご契約の中断制度について、お問い合わせ先は、すべてJP共済生協です。本紙表面下部記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

## ❖ お客さまに関する個人情報の取り扱いについて ➡ P.22

こくみん共済 coop およびJP共済生協は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop およびJP共済生協の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、  
こくみん共済 coop ホームページ (<https://www.zenrosai.coop>)  
JP共済生協ホームページ (<https://www.postlife.or.jp/>)  
をご参照ください。

## ❖ 新しく組合員になられる方へ（組合員および出資金について）

JP共済生協は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。

生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、郵政関連企業で勤務されている方で、出資金をお支払いいただければどなたでもJP共済生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(100円)をお願いしています。

なお、すべてのご契約が解約または失効となり、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかにJP共済生協へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、2年以上事業を利用されず、住所や連絡先の変更手続きをいただけていない場合は、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますことがございますのでご注意ください。

### 1. 組合員の資格

- (1) 郵政関連企業に勤務する方は、JP共済生協の組合員となることができます。
- (2) 郵政関連企業に勤務していた方で、JP共済生協の事業を利用することを適当とする方は、JP共済生協の承認を受けて、JP共済生協の組合員となることができます。

### 2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をJP共済生協に届け出てください。

### 3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにJP共済生協に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。  
(注1) JP共済生協の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日です。  
(注2) 出資金は、脱退した後に払戻します。  
(注3) 脱退の予告にあたっては、JP共済生協の定める書類による手続きが必要です。
- (2) JP共済生協は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理

を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとします。

- (3) 第2項の規定により脱退の予告があったとみなそうとするときは、JP共済生協は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告を行います。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとします。

### 4. 法定脱退

組合員は、次の(1)から(3)までのいずれかの事由によって脱退します。  
(1) 組合員たる資格の喪失(郵政関連企業を退職したとき等)  
(2) 死亡  
(3) 除名  
(注)(1)(2)の場合、JP共済生協の定める書類による手続きが必要です。

### 5. 除名

JP共済生協は、組合員が次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができます。  
(1) 1年間JP共済生協の事業を利用しないとき。  
(2) JP共済生協の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき。

### 6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとします。

### 7. 脱退組合員の払戻し請求権

脱退した組合員は、その払戻し出資額の払戻しをJP共済生協に請求することができます。  
(注) 出資金の払戻し請求を脱退した時から2年間行わなかった場合は、その請求権は時効によって消滅します(消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)第23条)。

### 8. その他注意事項

- (1) 出資金の払戻しは、組合員または相続人名義の口座に送金します。
- (2) 共済証書等、JP共済生協からの書類の発送は、普通郵便とします。

# マイカー共済3つの安心ポイント

加入件数  
**223**万件  
2024年5月末時点の  
マイカー共済加入件数



## 1 さまざまな事故に対応した 充実の補償

ご自身・同乗者がけがをしたとき

### 人身傷害補償

事故で死傷された場合、治療費、休業損害、精神的損害などを補償します。



主な補償ケース

- 自損・単独事故
- 搭乗中の事故
- 歩行中の自動車事故
- など

[詳しくはP.3へ](#)

相手方にけがをさせたとき

### 対人賠償

事故で他人を死傷させてしまった場合、共済金をお支払いします。



主な補償内容

- 治療費
- 慰謝料
- 逸失利益
- など

[詳しくはP.4へ](#)

相手方の車やモノを壊したとき

### 対物賠償

事故で車両、家屋、電柱など他人のモノに損害を与えるなどしてしまった場合、共済金をお支払いします。



主な補償対象

- 車両・家屋・電柱
- 他人の財物
- など

[詳しくはP.4へ](#)

## 2 軽微な事故や故障にも 幅広く迅速なサポート

事故発生から事故後のフォローまで



### 夜間の事故にも対応

夜間・休日を問わず、24時間365日ご連絡を受け付けています。



### 土・日・祝日もサポート

緊急を要する場合、病院への連絡、相手方への対応、代車手配などを、土・日・祝日も9:00~22:00\*まで行っています。  
\*21:00までにご連絡をいただいた場合の対応時間です。



### 示談交渉サービス

対人・対物賠償事故に限ります。原則として、過失などによる損害賠償責任のある事故の示談交渉を行います。

[詳しくはP.13へ](#)

車のトラブルが発生したとき

### マイカー共済ロードサービス

突然の故障や燃料切れなどのトラブル発生時も、24時間365日、サポートします。



#### 自走不能な場合の レッカー車または積載車による搬送



#### 現地に実施可能な30分以内の 路上クイックサービス



#### 燃料切れ時の ガソリンまたは軽油お届けサービス

[詳しくはP.14へ](#)

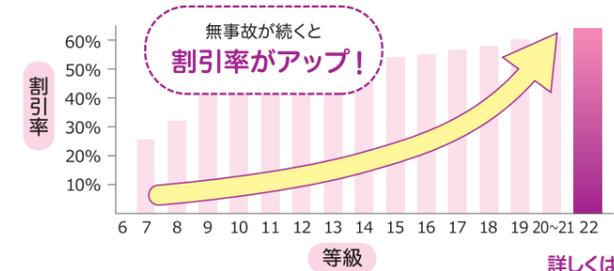
## 3 カーライフを支える 特約・割引制度

優良ドライバーを応援する

### 無事故割引等級

最大 **22**等級

最大 **65%**割引



[詳しくはP.8へ](#)

さまざまな特約をご用意

＼備えて安心／

相手方との交渉を弁護士に委任するなら

弁護士費用等  
補償特約\*

自転車による高額な賠償事故に

自転車賠償責任  
補償特約

\*無過失事故の示談交渉にあたる弁護士の費用などもサポートします。

＼掛金をお得に／

お子さまの年齢条件を設定する

子供特約

運転者の範囲を  
限定する

運転者本人限定特約

[詳しくはP.9、11~12へ](#)

## マイカー共済のおすすめ安心タイプ

### 基本の補償

#### 人身傷害補償

ご自身や同乗者が事故で死傷した場合の補償

最高 **5,000**万円

被共済者1名につき

自動車事故  
傷害見舞金  
死亡・入院・  
後遺障害見舞金

[詳しくはP.3へ](#)

#### 対人賠償

相手方を死傷させた場合の補償

**無制限**

被害者1名につき



[詳しくはP.4へ](#)

#### 対物賠償

相手方の財物に損害を与えた場合の補償

**無制限**

1事故につき

対物超過  
修理費用共済金  
最高50万円

[詳しくはP.4へ](#)

### お車の補償

#### 車両損害補償

自動車事故や自然災害などによる愛車の損害への補償

**一般補償**

付随諸費用補償



[詳しくはP.5へ](#)

### 特約

#### 弁護士費用等補償特約

+



もらい事故でも  
安心

[詳しくはP.11へ](#)

ご自身や同乗者の補償

# 人身傷害補償

5,000万円

▼その他も選べます。  
1億円 2億円 無制限

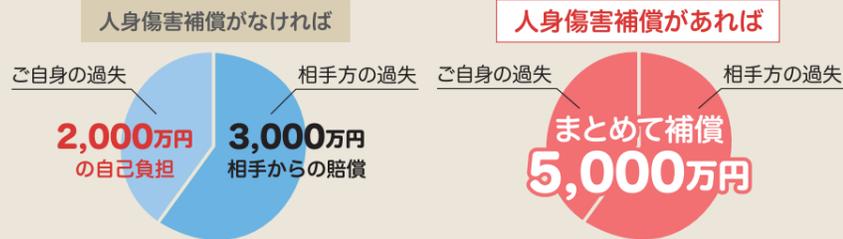


事故により死傷された場合、**治療費、休業損害、精神的損害**などの**実損害額**\*1を補償します。

相手方からの賠償では足りない分も補償してくれて、けがの完治までまかなえました。 北海道 女性



**例** 自動車事故でご自身に後遺障がいがあり、実損害額が5,000万円。ご自身と相手方の過失割合が40:60の場合。



(ご契約の共済金額が5,000万円以上の場合)

## ご自身のいざというときに!

ご自身に過失があっても**示談成立を待たずに補償**します。

相手からの賠償がない**自損・単独事故**でも補償します。

実損害額\*1での補償とは別に「**自動車事故傷害見舞金**」を受け取れます。

マイカー共済オリジナル!

### 自動車事故傷害見舞金

自動車事故に遭われたときには、実損害額\*1の補償に加え、**後遺障害見舞金**や**入院見舞金**などをお支払いします。

## ご家族\*2や同乗者の方も!

被共済自動車に**搭乗中の方**を補償します。

**主たる被共済者のご家族\*2**は、**搭乗中**はもちろん**歩行中や自転車走行中の自動車事故**でも補償します。

(被共済自動車搭乗中のみ補償特約を付帯する契約を除きます)

- 〈例1〉死亡見舞金 ..... 500万円 (死亡した場合)
- 〈例2〉後遺障害見舞金 ..... 500万円 (後遺障害第1級の場合)
- 〈例3〉入院見舞金 ..... 10万円 (3日以上入院をした場合)

\*1 実損害額とは、当会が定める基準にもとづき算出した額となります。\*2 ご家族とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚\*3の子を指します。  
\*3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。  
\* 人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が自動的にセットされます。

## マイカー共済の基本となる補償に自動的にセットされます!

### 事故の相手が無共済(保険)でも安心 無共済車傷害

無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときにお支払いします。

### 借りた車を運転するときでも安心 他車運転危険補償

他車運転資格者\*4が臨時に「他人の自動車\*5」を借りて運転中に事故を起こしたときにも、マイカー共済により支払うべき共済金の額を支払います\*6。借りた車の自動車共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

### 車の欠陥や車載システムへの不正アクセス等が原因の事故でも安心 被害者救済費用等補償特約

被共済自動車の欠陥や車載システムへの不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生し、損害賠償責任がなかった場合に被害者を救済するための費用を補償します。

共済金額		等級
人身事故	物損事故	共済金を支払った場合でも次期等級の減算、事故有係数の適用はありません。
対人賠償と同額	対物賠償と同額	

\*4 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚\*3の子を指します。\*5 被共済自動車と同一の用途・車種に限ります。一部、対象とならない自動車がありますので、詳細は、当会までお問い合わせください。\*6 加入しているご契約内容にもとづいてお支払いします。

相手方への賠償

# 対人賠償

無制限



歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させてしまい、法律上の**損害賠償責任を負った場合**に、**自賠責共済(保険)**を超える分について共済金をお支払いします。

対人賠償が無制限なので、けがを負わせてしまった相手方とのトラブルもなく、解決まで円滑に進められました。群馬県 男性



## 相手方のもしにも!

損害賠償責任額を**全額補償**します。(自賠責共済等により、支払われた金額を差し引いた分)

万一の際の高額賠償に備え**無制限**に設定しています。

[裁判例にみる対人賠償の高額事例]

被害者の職業と認定額		
眼科開業医	男性 41歳	5億2,853万円
公務員	男性 30歳	4億5,381万円
コンサルタント	男性 50歳	4億5,375万円

相手方への賠償

# 対物賠償

無制限



車両、家屋、電柱など、他人の財物に損害を与えるなど、法律上の**損害賠償責任を負った場合**に、共済金をお支払いします。

レストランのフェンスを壊してしまいましたが、安心して修理対応できました。 栃木県 男性



「**対物超過修理費用共済金**」がすべての契約に適用!

こんなときにも!

相手方の自動車修理費用が**時価額を超えたとき**も、当会が認めた場合に、50万円を限度に差額をお支払いします。ただし、相手方が6か月以内に修理した場合などの条件があります。

[裁判例にみる対物賠償の高額事例]

被害物と認定額	積荷(呉服・洋服・毛皮)	2億6,135万円
	店舗(パチンコ店)	1億3,450万円
	電車・線路・家屋	1億2,036万円

お車の補償

# 車両損害補償

他の自動車との衝突はもちろん、**自然災害**や**盗難**、**あて逃げ**など、**愛車のさまざまな損害**を補償します。

車両補償に加入していたので、あて逃げの被害も補償してもらえました。対応も迅速・丁寧で信頼しています。 愛知県 男性



基本となる補償

- あて逃げも補償 / **他の自動車・原付との衝突**
- 人・動物との衝突、自転車・シニアカーなどとの衝突**
- 火災・爆発・自然災害\*** (\*地震・噴火・津波は除く)
- いたずら・落書きなどによる破損、盗難**
- 飛来中・落下中の他物との衝突**
- 上記以外の他物との衝突**

追加できる特約

- 車両損害の無過失事故に関する特約**
- 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約**
- 新車買替特約**
- 付随諸費用補償** おすすめ

おすすめ!	一般補償	○ 補償します × 補償しません	
		エコミーワイド 危険限定車両損害補償特約	エコミー 自動車相互間等衝突損害補償特約
○	○	○	
○	○	○	
○	○	×	
○	○	×	
○	○	×	
○	○	×	
+			
セットOK	セットOK	セットOK	
セットOK	セットOK	セットできません	
セットOK	セットOK	セットOK	
セットOK	セットOK	セットOK	

## 一般補償の支払いケース

ケース1 ハンドル操作を誤ってガードレールに衝突し、車体が破損した

↳ 車両の修理代を補償!

※「上記以外の他物との衝突」として補償されます。  
※ガードレールの損害は対物賠償で補償されます。



ケース2 自転車が衝突してきて車体が破損した

↳ 車両の修理代を補償!



ご注意 被共済自動車が二輪自動車・原付自転車の契約の場合は、車両損害補償はセットできません。また、四輪自動車であっても用途・車種や型式等によりセットできない場合があります。

**自己負担額**を設定することで、**掛金を抑える**ことができます。

**自己負担額**とは、お支払いする共済金の計算にあたり、**損害額**などから**差し引く金額**で、**自己負担になる金額**をいいます。

例 自己負担額 10万円の場合 (車両共済金額が20万円以上)

- 損害額から自己負担額(10万円)を差し引いたうえでお支払いします(全損の場合は自己負担額「なし」でお支払いします)。
- 車同士の事故の場合で、相手からの賠償額(回収額)が10万円以上支払われた場合は、ご自身の自己負担額は発生しません。【自己負担額として設定した金額】-【相手からの回収金】が実際の自己負担額となります。
- 10万円以外にも車両共済金額に応じて自己負担額の設定ができます。

※自己負担額(5万円または10万円)を設定された場合、契約更新時の車両共済金額が20万円未満になると、自動的に「自己負担なし」となりますのでご注意ください。

### 相手からの賠償がない場合

例えば損害額が50万円の場合、**ご自身の負担は10万円**、**当会からお支払いする共済金は40万円**になります。  
※損害額が10万円以下の場合、共済金のお支払いはありません。

車両共済金額 100万円	損害額	自己負担額	共済金
自己負担額 10万円	50万円	10万円	= 40万円
損害額 50万円			



## 特約の概要

### ● 車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません)などであることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。



### ● 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約で定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。



### ● 新車買替特約

契約時に設定した新車価格相当額の50%以上の修理費が生じた場合、新車価格相当額を限度に補償します(盗難は対象外)。



※新たな自動車を購入する場合、被共済自動車と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。  
※初度登録(検査)年月から61ヵ月以内に、マイカー共済の共済期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。  
※ご契約いただける条件を満たさなくなった場合は、**契約更新時に自動的に取り外されます**。

### ● 付随諸費用補償 (補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。)

#### 代車費用補償

事故発生日から1年以内に、事故や盗難により被共済自動車の代車としてレンタカーを借り入れた場合、借り入れた日から30日を限度として、1日あたり7,000円を限度にお支払いします。  
お支払対象期間は、事故発生日から1年以内または次のいずれかのうち、早い日までとなります。

- ①事故・盗難によって損害が発生し、修理しない場合(発見されなかった場合を含む) 代替自動車を新たに取得した日
- ②事故・盗難により損害が発生し、その損傷を修理する場合 修理完了後、被共済自動車が手元に戻った日
- ③盗難後に発見された場合で、損傷がないとき 被共済自動車が手元に戻った日

#### 身の回り品補償

事故や盗難により、車内やトランク内などに収納された身の回り品に損害が生じた場合に、1事故につき30万円(身の回り品の盗難は自己負担額1万円)を限度に当会の定める基準により実損害額を補償します。

※身の回り品には対象とならないものもあります。  
※エコミーには車中動産盗難費用共済金(盗難による身の回り品の補償)はありません。  
※車中動産盗難費用共済金については、車内・トランク内に収納された動産のみが補償の対象となります。

#### 遠隔地事故諸費用補償

**車両搬送費用**: 被共済自動車を、走行不能\*となった地から修理工場などへ搬送するために支出した費用について、1事故につき15万円を限度にお支払いします。

**車両引取費用**: 修理した被共済自動車を引き取るために支出した費用、または往路1名分の交通費について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。

**代替交通費用**: 走行不能\*となった地から帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用した場合、1事故につき5万円を限度(タクシーを利用した場合は3万円を限度)にお支払いします。

\*走行不能とは、自力で移動することができない状態や法令により走行してはいけない状態をいいます。雪道や砂浜、ぬかるみなどでスリップ・スタックして抜け出せない状態は、事故・故障・盗難に該当しないため、補償・サービスの対象外です。

バイク運転時の万が一に  
**バイクの補償**

自賠責共済(保険)では  
**カバーできない備えを  
ひとまとめにした  
頼もしい補償。**



おすすめ

**シンプルタイプ**

**1,500万円**

入院の場合：日額6,000円(被共済者)  
通院の場合：日額4,000円(1名につき)  
支払限度日数：事故日から200日

**無制限**

**無制限**

**無制限**

**最高50万円**

ご自身や同乗者の補償

**自損事故  
傷害特約**

単独の事故などにより死傷された場合で、他の自動車の自賠責共済(保険)で補償を受けられない場合にお支払いします。  
※人身傷害補償の契約がない場合は、自損事故傷害特約が自動的にセットされます。

**無共済車  
傷害**

無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられない場合にお支払いします。  
※対人賠償共済金額と同額の補償となります。※すべての契約に適用されます。

相手方への賠償

**対人賠償**

歩行者や車に搭乗中の方など、**他人を死傷**させてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に**自賠責共済(保険)を超える分について共済金をお支払い**します。

**対物賠償**

車両、家屋、電柱など**他人の財物に損害**を与えるなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に**共済金をお支払い**します。  
**対物超過修理費用共済金** ※すべての契約に適用されます。  
相手方の自動車修理費用が時価額を超えたときも、当会が認めた場合に、50万円を限度に差額をお支払いします。ただし、相手方が6か月以内に修理した場合などの条件があります。

**他車運転  
危険補償 付き!**

他車運転資格者\*1が臨時に「他人のバイク」を借りて運転中に事故を起こしたときにも、マイカー共済により**支払うべき共済金の額を支払います**。借りたバイクにセットされている共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

(注)二輪自動車契約は他車も二輪自動車でのみ、原付自転車契約は他車も原付自転車でのみ適用となります。  
\*1 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚\*2の子を指します。  
\*2 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。



プラスすればさらに安心!  
**ご自身や同乗者への2つの傷害補償**

**搭乗者傷害特約**

被共済自動車の運転者や同乗者が**自動車事故**によって死傷したとき補償します。

**人身傷害補償**

自動車事故傷害見舞金付き

事故により死傷された場合、**治療費、休業損害、精神的損害**などの**実損害額\***を補償します。  
示談成立を待たずに補償を受けられます。

\*実損害額とは当会が定める基準にもとづき算出した額となります。  
※人身傷害補償をセットした場合、自損事故傷害特約は取り外されます。

下記の共済金額から  
選択いただけます。

500万円 1,000万円

入院の場合：日額7,500円(被共済者)  
通院の場合：日額5,000円(1名につき)  
支払限度日数：事故日から200日

5,000万円 1億円

2億円 無制限

(被共済者1名につき)

無事故が続くほどお得に

**無事故割引等級  
& 割引率**



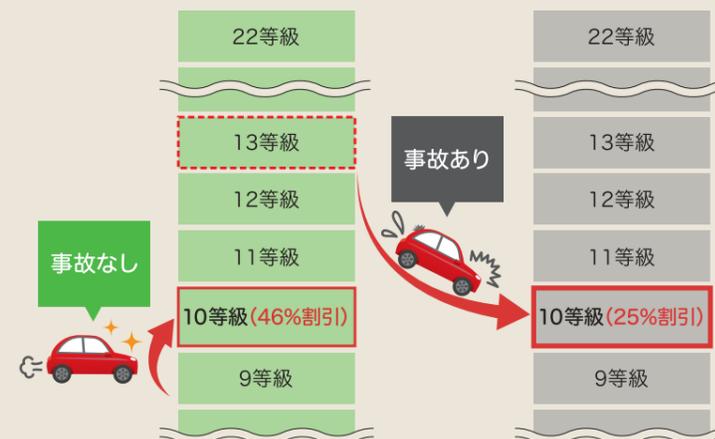
(原動機付自転車は除く)

- 初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、1年間無事故であれば1等級加算されます。
- 共済期間中に事故を起こした場合、事故の種類により継続時に1件あたり1等級または3等級ずつ減算されます。

**7等級以上の契約の割引率について**

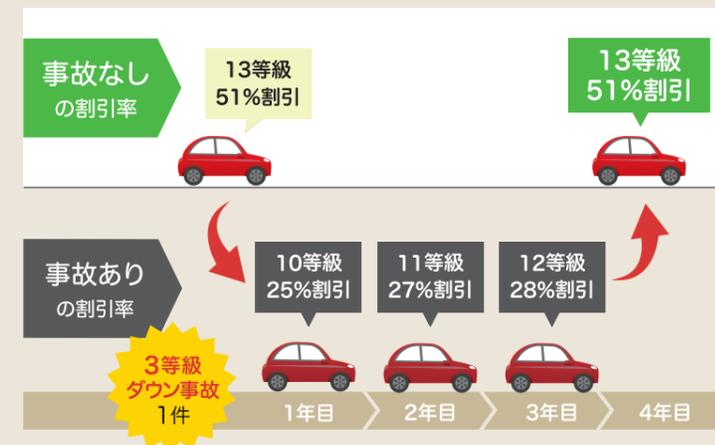
共済期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級以上の契約に「事故あり」の割引率(事故有係数)が一定期間適用されます。

適用等級が10等級となる場合の例



事故有係数について

13等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後3年間無事故であった場合



等級別割引・割増率表

等級	事故なし	事故あり
22	-65%	-44%
21	-63%	-44%
20	-63%	-44%
19	-59%	-42%
18	-57%	-39%
17	-56%	-37%
16	-54%	-35%
15	-53%	-33%
14	-52%	-32%
13	-51%	-30%
12	-50%	-28%
11	-49%	-27%
10	-46%	-25%
9	-44%	-22%
8	-33%	-20%
7	-27%	-19%
6*1		-9%
5		8%
4		27%
3		53%
2		63%
1-1		82%
1-2		104%
1-3		111%
1-4		124%
1-5		135%



\*1 前契約がある場合の割引率です。初めて契約される場合(前契約なし)は、9%の割増率が適用されます。

掛金を抑える

# 特約・割引

豊富な特約や割引で、**掛金の負担を軽減。**

各種割引を受けるためには、お申し出が必要となります。

子供特約の年齢条件を変えるだけでこんなに掛金が安くなるなんて知りませんでした。

静岡県 女性



お車を運転する方の**年齢**を限定することで割引が受けられます。

## 運転者年齢条件

運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。運転者年齢条件は、被共済自動車1台ごとの適用となります。

運転者年齢条件を設定している場合で、別居の既婚の子、友人・知人等、ご家族\*2以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。

\*1 運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」にされた場合は、共済期間の開始日時点での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。  
\*2 この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中の使用人を含みます。  
\*3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 子供特約

マイカー共済オリジナル!

お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります(一部の場合を除く)。

主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、お子さまを補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

### 【子供の範囲】

- 主たる被共済者の同居の子
- 主たる被共済者の同居の配偶者
- 主たる被共済者の配偶者の同居の子
- 主たる被共済者の配偶者の同居の配偶者
- 主たる被共済者の別居の未婚\*3の子
- 主たる被共済者の配偶者の別居の未婚\*3の子

年齢問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償

お車を運転する方の**範囲**を限定することで割引が受けられます。

## 運転者本人限定特約 \*4・\*5

9%割引

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」に限定した場合、掛金が9%割引となります。

## 運転者本人・配偶者限定特約 \*4・\*5

6%割引

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が6%割引となります。

● 配偶者には内縁関係にある方や、同性パートナー等も含まれます(詳しくはP.17「用語の説明」をご参照ください)。

(○:補償します  
-:補償しません)

	運転者の範囲					
	割引率	主たる被共済者	主たる被共済者の配偶者	同居の親族、別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
運転者本人限定特約	9%	○	-	-	-	-
運転者本人・配偶者限定特約	6%	○	○	-	-	-
特約をセットしない	-	○	○	○	○	○

\*4 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。  
\*5 「子供特約」を付帯している場合には、「運転者本人限定特約」と「運転者本人・配偶者限定特約」は付帯できません。

**お車やご契約の条件など**により、さまざまな割引が受けられます。

## 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引

9%割引

下記の条件をすべて満たす場合に掛金が9%割引となります。  
①被共済自動車が普通・小型乗用車、軽四輪乗用車であること。  
②衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が搭載されていること。  
③被共済自動車の型式が発売された年度(4月はじまり)に3を加算した年の12月末までに共済期間の開始日があること。

※衝突被害軽減ブレーキ(AEB)とは、「自動車前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごとにAEB装置の名称が異なります。  
※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。  
※AEB装置の有無はお客さまにご申告いただきますが、あわせて当会が「車台番号」「型式発売年月」をもとに、AEB装置の有無を確認します。適用条件を満たしている場合に、AEB割引を適用します。

## ハイブリッド車割引 \*4

3%割引

被共済自動車が当会指定の低公害自動車である場合は、掛金が3%割引となります。当会の指定する低公害自動車とは、右の①～⑥の自動車に限ります。

- ①電気自動車
- ②天然ガス(CNG)自動車
- ③メタノール自動車
- ④ハイブリッド自動車
- ⑤液化石油ガス(LPG)自動車
- ⑥燃料電池自動車

## 新車割引

2%~12%割引

新契約の効力開始日が被共済自動車(普通・小型乗用車、軽四輪乗用車)の初度登録(検査)年月の翌月から49ヵ月以内の車両を対象に割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

被共済自動車の初度登録年月の翌月から起算して	車種	6等級(前契約なし)	左記以外
25ヵ月以内	普通・小型乗用車	12%割引	7%割引
	軽四輪乗用車	12%割引	4%割引
26ヵ月以上49ヵ月以内	普通・小型乗用車	11%割引	5%割引
	軽四輪乗用車	10%割引	2%割引

## 福祉車両割引 \*4

7%割引

被共済自動車が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が7%割引となります。

## 複数契約割引 \*4

3%割引

すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

## 人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約

19%割引 3%割引

すでに人身傷害補償の契約(他の保険会社等での契約も含む)があり、2台目以降の契約に人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では19%割引、二輪自動車・原付自転車では3%割引となります。

## セカンドカー割引

7等級を適用

すでに11等級以上の契約がある場合(他の保険会社等での契約も含む)で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

安心をプラスする

# 特約

さまざまな場面であなただけを**力強くサポート**。

もらい事故の際に難航した相手方との交渉も、弁護士費用等補償特約を使って無事に解決できました。

茨城県 男性



交通事故のトラブルを**弁護士に相談**したい方へ。

## 弁護士費用等補償特約 おすすめ



- 交通事故で被害を受け、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼で必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円までお支払いします。

※自動車(二輪・原付を含む)および自転車の事故、それ以外の「交通事故」が対象です。  
※補償を受ける場合は、あらかじめ当会の同意が必要となります。  
※必要となる費用とは「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用」を指します。

- 法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用もあります)。

例えば  
こんなときに  
役立ちます!

自分に過失がない事故の場合、  
事故の相手方との交渉を  
どうすれば良いのか…



弁護士費用等補償特約で  
弁護士報酬や訴訟費用を  
サポートします!



ご自身に過失がない事故に遭われたときの  
事故の相手方との交渉について

交通事故が起きた際、双方に過失がある場合は、当事者が加入している共済(保険)の担当者が話し合って解決します。

しかし、**自分に過失がない事故(0:100の事故)の場合、弁護士法第72条により、当会の担当者は事故の相手方との交渉を行うことができません。**

このようなときは、ご自身で事故の相手方と話し合いをしなくてはなりませんが、弁護士費用等補償特約があれば、事故の相手方との交渉などを弁護士に依頼した場合に要する費用をお支払いすることができます。

0:100の事故として  
代表的なものは  
車両相互の追突事故  
いわゆる「もらい事故」です。



最高1億円の補償で高額賠償事案にも対応します!

## 自転車賠償責任補償特約



自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。

- 示談交渉サービス付き。
- ご家族が自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

※原付自転車は対象になりません。



[自転車事故による高額賠償事例]

9,521万円

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

交通事故による損害を幅広く補償します!

## 交通事故危険補償特約



自動車(二輪・原付を含む)事故以外で電車や自転車に乗っているときなどの「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額\*1を補償します。

\*1 実損害額とは当会が定める基準にもとづき算出した額となります。

※人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の共済金額と同額でご契約いただくことができます。

共済掛金は共済金額により異なります。  
※一部補償の対象とならない場合もあります。



## 人身傷害補償の契約がない場合の特約



自動的にセット*2	搭乗者傷害特約*3	自損事故傷害特約
主な補償内容	被共済自動車の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償します。	単独の事故で死傷された場合、自賠責共済(保険)の対象とならない一定の事故について補償します。
入院の場合	日額7,500円	日額6,000円
通院の場合	日額5,000円	日額4,000円
支払限度日数	事故日より200日	事故日より200日
死亡等の共済金額	1,000万円または500万円	1,500万円



四輪自動車をご契約の際は  
人身傷害補償の  
ご契約をおすすめします。

\*2 搭乗者傷害特約は四輪自動車のみ原則自動的にセットされます。

\*3 人身傷害補償とあわせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。

## マイバイク特約



基本補償(四輪自動車)に付帯いただくことで、総排気量125cc以下または定格出力が1kW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚\*4の子)の原付自転車での事故を補償します。

\*4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合もあります。

- 借りた原付自転車で事故を起こしてもマイバイク特約からご契約の範囲内でお支払いします。
- **ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。**
- 運転者年齢条件は「年齢問わず補償」となります。

## 事故時の対応

事故発生から解決まで、  
しっかりサポートします。

### サポート 1 事故受付は24時間365日

直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。



### サポート 2 現場急行サービスも24時間365日

お客さまからの要請に応じて当会が委託したスタッフが現場に駆けつけます。



事故直後で不安なお客さまを、事故状況やお困りの点をお聞きしてサポートします。



※事故現場からお電話いただき、現場急行をご希望された場合に対象となります。  
※高速道路上、離島、山間部など一部の場所は対象となりません。  
※事故状況や地域によっては、お電話でのご説明やアドバイスとさせていただきます場合があります。

### サポート 3 事故初期対応は土・日・祝日9:00~22:00\*もサポート

人身事故や緊急を要する場合にも安心です。 \*21:00までにご連絡をいただいた場合の対応時間です。



※重大事故(死亡・入院または多重事故)の場合は、ご要望により専門知識を有するスタッフが契約者に早期に面会し、安心をご提供します。

### サポート 4 示談交渉サービス付き ※対人・対物賠償事故に限ります

最寄りのマイカー共済損調サービスセンターの担当者が、示談交渉を含め事故解決までお手伝いします。マイカー共済損調サービスセンターでは、原則として損害賠償責任のある事故の示談交渉を行います。



※あらかじめ被共済者および相手方の了解が必要です。  
※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。  
※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くすことが、円満な示談につながります。  
※自賠責共済(保険)が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合など、示談交渉をお引き受けできない場合があります。

### サポート 5 マイカー共済 事故相談ダイヤル (受付時間 9:00~21:00 平日・休日問わず)

マイカー共済事故相談専用のお電話で、交通事故に関する質問や相談にお答えします。

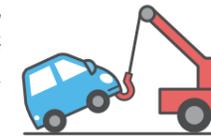
## マイカー共済 ロードサービス

故障などの車のトラブル解決に  
24時間365日サポートします。

ロードサービスのみのご利用なら翌年の等級に影響ありません。

### 自力走行が困難な場合に! レッカー車などの手配サービス

被共済自動車が故障等により、現場での応急修理(30分程度の修理)をしても自力走行が困難な場合、レッカー車等を手配します。



お客さまご指定の修理工場までのけん引・搬送

## 100kmまで無料

※けん引・搬送距離が100kmを超えた場合は、超えたけん引・搬送距離分は有料です。  
※現場から当会が指定する最寄りの修理工場までは、距離無制限です。

### 燃料切れ時に! ガソリンまたは軽油 お届けサービス

## 10Lまで無料

(1共済期間1回のみ)



### 30分以内の作業を無料で! 路上クイックサービス

外出先でのちょっとしたトラブルに。現場での30分以内の作業であれば無料で対応いたします。



※部品交換作業時の部品料金は有料です。

バッテリー  
あがり



カギの  
開錠作業



スペアタイヤ  
交換作業



など

### クレーンなどの特殊作業も無料! 脱輪・落輪など 引き上げサービス

側溝や道路外への脱輪・落輪等があった場合

## 引き上げ 引き出し作業 無料



※雪道・ぬかるみ・砂浜などでのスリップ・スタック状態からの引き上げは、脱輪等に該当しないため有料です。

### 24時間コールサービス(番号案内)

ドライブ中のアクシデント等の際に、ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスが受けられます。

※無料サービスのご利用には、一部制限があります。  
※詳細は「ご契約のしおり」記載の「マイカー共済ロードサービス実施規程」をご参照ください。

対象となる自動車 ▶ マイカー共済にご加入のすべてのお車

※共済契約証書に記載の「被共済自動車」が対象となり、マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。



## その他・留意事項



❗ご契約に際しては、P.17以降の「マイカー共済 ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

ご注意

- 「加入申込書」に★印が付された項目は「告知事項」、☆印が付された項目は「通知事項」です。  
「加入申込書」の告知欄は必ずご確認ください。正確にご記入ください。  
「告知事項」の記載内容に誤りがある場合や「通知事項」に変更が生じた際には必ずご通知ください。  
ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがあります。  
※共済期間中に買い替え等により、被共済自動車に入れ替えが生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことがあります。
- 「加入申込書」を審査した結果、適用等級や過去の事故歴等によっては、当会では契約をお引き受けできない場合があります。

クルマの方もバイクの方も 全国に約1,200カ所! **こくみん共済 coop 指定整備工場**

この看板が目印です!

事故時の修理や、日頃のメンテナンスもおまかせください。  
車検や各種点検整備はもちろん、**組合員特典**もご用意しています。



ご旅行中などのお車のアクシデントにも、確かな技術と信頼で愛車をサポートします。 **事故時の修理 車検サービス 各種点検整備**

WEBでカンタン! **全国の指定整備工場が検索できます。**

スマートフォン等の場合

パソコンの場合

こちらからアクセス▶



ホームページからマイカー共済の「こくみん共済 coop 指定整備工場検索ページ」へアクセスしてください。

<https://www.zenrosai.coop>

車検見積もりサービスもご利用いただけます。  
全国の指定整備工場の中からお近くの整備工場を選んでお見積もりができます。  
※一部利用できない工場もございます。  
スマートフォン等の場合 **こちらからアクセス▶**



## 加入後の契約内容変更について

ご注意

加入後に契約内容を変更される場合はお手続きが必要となりますので、速やかに当会までお申し出ください。  
所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて当会までお申し出ください。  
変更についてのご連絡をいただけなかった場合、事故の際、共済金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

### 契約内容の変更例

車の買い替えなどによる被共済自動車の変更

新しいお車を取得された場合は、変更申込書にて速やかに変更手続きをお願いします。また、変更の承認後、掛金の追徴・返還が発生する場合がありますのでご了承ください。

車を廃車・譲渡・返還などした場合

当会までお申し出いただき、解約手続きをお願いします(解約日をさかのぼることはできませんのでご注意ください)。手続き後、返還金がある場合は当会より返還いたします。なお、当面お車を購入される予定がなく、無事故割引等級が7等級以上で一定条件を満たす場合は、契約を「中断」することで、10年以内にお車を購入された際に無事故割引等級を引き継ぐことができます。

運転者の年齢条件の変更、住所の変更等

変更申込書をご利用のうえ、各種条件や契約内容の変更手続きをお願いします。

掛金の振替口座の変更(口座振替契約の場合)

所定の書類がございますので、当会までお申し出ください。掛金の振り替えができない場合、契約が失効となり、事故の補償等ができない場合がありますのでご注意ください。

車検証の名義や契約内容の変更の場合

お車の名義や契約内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きをお願いします。

## その他補償内容の変更等についても、当会までお申し出ください。

※詳細につきましては、「ご契約のしおり」または当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

## マイカー共済 よくあるご質問



### 加入について

Q 新しく車を購入しました。納車が近く、最短でいつから補償を開始できますか?

A お手続きに必要な書類などがそろったら、最短でお申し込み手続きをいただいた翌日午前零時より補償が開始できます。

Q 現在ご加入の自動車保険(共済)を契約期間の途中でマイカー共済に切り替える場合の注意点はありますか?

A 現在ご加入の自動車保険(共済)の解約手続きが必要です。解約手続きを行う際は次の点にご注意ください。  
①お客さまご自身で解約手続きを行う必要があります。  
②マイカー共済の効力開始日と現在ご加入の自動車保険(共済)の解約日は同日を指定してください。  
③マイカー共済の効力開始日はさかのぼって指定することはできませんので、マイカー共済の効力開始日以前に必ず現在ご加入の自動車保険(共済)の解約手続きをしてください。



### 変更について

Q マイカー共済に加入していますが、車を買替える予定があります。手続きについて教えてください。

A 新しいお車の使用を開始する日を効力開始日として、事前に下記の書類を当会へご提出ください。

- ①変更申込書
- ②新しいお車の車検証(電子車検証の場合は**自動車検査証記録事項**)の写し

※新しいお車を取得された翌日から30日を越えて手続きをされた場合、新しいお車について変更手続き前に生じた事故は補償されません(賠償補償を除く)。

※新しいお車を取得された翌日から30日以内に発生した事故については、入替自動車を被共済自動車とみなし、被共済自動車(旧自動車)に適用されていた共済契約を適用します。また、現金契約で、車両入替に伴い追加掛金が発生する場合は、差額掛金のご入金が必要となります。

### トラブル・事故時について

Q マイカー共済に加入していれば、万一のトラブルが発生した場合、ロードサービスを利用できますか?

A マイカー共済ロードサービスは、共済契約証書に記載されている被共済自動車をご利用いただけます。共済契約証書に記載の被共済自動車であれば二輪自動車や原付自転車も対象となります。ただし、共済契約証書に記載のないマイバイク特約で対象となる原付自転車や他車運転危険補償で対象となる他の自動車はロードサービスの対象とはなりません。

## マイカー共済とあわせてのご加入をおすすめします。

**自賠償共済**  
自動車損害賠償責任共済

自賠償共済(保険)とは、**交通事故による被害者の救済を目的**に自動車損害賠償保障法によって、道路を走るすべての自動車(二輪車を含む)・原付自転車を使用する際に、**加入が義務付けられている共済(保険)です。**

# マイカー共済 ご契約のてびき

自動車総合補償共済

このご契約のてびき( **契約概要** **注意喚起情報** )は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ( <https://www.zenrosai.coop/tebiki.html> )よりご参照いただくか、当会までお問い合わせください。

各項目に記載しています
<b>契約概要</b> 共済商品の内容をご理解いただくための事項
<b>注意喚起情報</b> ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

**用語の説明** 主な用語の説明は次のとおりです。その他の用語については「ご契約のしおり」をご確認ください。

用語	定義	用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。	同居	別居とみなします。 (ア)マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・所有の別を問いません。) (イ)同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ)二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっておらず、一旦外に出て行き来をする場合
契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務を負う方をいいます。	配偶者	婚姻の相手方をいいます。(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。)
自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負担となります。	被共済自動車	家庭用(通勤、通学、買い物やレジャーなどに使用することをいいます。)に使用する自動車とし、共済契約書に記載された自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
主たる被共済者	被共済自動車を主に使用する方で、かつ、下記①から④に定める方のうち共済契約書に記載された1名をいいます。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者の同居の親族 ④契約者の配偶者の同居の親族	用途・車種	ナンバープレート上の分類番号等にもつき当会が定めた自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。		
同居	生活の本拠地として同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は		

## 1 契約締結前にご確認いただく事項

### 1. 商品の仕組み

#### (1)商品の仕組み **契約概要**

基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
同乗者のご自身や ご自身の補償	<b>人身傷害補償</b> (任意に付帯できます)	無共済車傷害	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 人身傷害に関する交通事故危険補償特約	〈自動セット〉 他車運転危険補償
		自損事故傷害特約 (人身傷害補償を付帯しない場合にセットされます)	搭乗者傷害特約*1 (四輪自動車で人身傷害補償を付帯しない場合は原則自動的にセットされます)	
相手方への 賠償	<b>対人賠償</b> <b>対物賠償</b> (対物超過修理費用共済金)	被害者救済費用等補償特約		〈任意セット〉 弁護士費用等補償特約 自転車賠償責任補償特約 マイバイク特約
		心神喪失等事故被害者救済補償特約		
お車の補償	<b>車両損害補償</b> (一般補償) (任意に付帯できます)		危険限定車両損害補償特約(エコノミーワイド) 自動車相互間等衝突損害補償特約(エコノミー) 新車買替特約 付随諸費用補償 補償額限定一般補償(補償額限定車両損害補償特約)*2 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約 車両損害の無過失事故に関する特約 ※車両損害補償の特約のセットについてはP.5・6をご参照ください。	

\*1 2025年4月1日以降に発効・更新を迎える契約は新たに搭乗者傷害特約の家族限定補償型を付帯できません。すでに付帯している場合、継続してご利用いただけます。  
\*2 2025年4月1日以降に発効・更新を迎える契約は新たに補償額限定一般補償を付帯できません。すでに付帯している場合、継続してご利用いただけます。

## (2)契約できる自動車 **契約概要**

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証(以下「車検証」\*1)といふ「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用に使用する自動車に限ります。車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

- \*1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付証明書になります。
- \*2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」の記載があるものに限ります。
- \*3 「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載があるものは加入いただけません。
- \*4 「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるものに限ります。
- \*5 車両損害補償について用途・車種が○となる場合にも、一部付帯できない自動車があります。

<電子車検証をお持ちの方へ> 車検証を自動車検査証記録事項と読み替えてください。

用途・車種	基本補償	車両損害補償*5
普通・小型乗用車	○	○
普通・小型特種用途自動車(8ナンバー)*2	○	○
軽四輪乗用車	○	○
小型貨物車*3	○	最大積載量2t以下
軽四輪貨物車	○	最大積載量2t以下
軽四輪特種用途自動車(8ナンバー)*2	○	△ ダンプ装置のあるものを除く
普通貨物車*3	○	△ 最大積載量0.5t以下
キャンピング車*4	○	×
二輪自動車	○	×
原付自転車	○	×

○:付帯可、△:制限あり、×:付帯不可

## (3)契約できない自動車 **契約概要**

次の①から⑥のいずれかに該当する自動車は、マイカー共済に加入することはできません。

- ①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車
- ②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
- ③ダンプカー(ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます)
- ④法令に定める規格以外に改造された自動車\*1
- ⑤有償で人もしくは貨物を運送することのある自動車\*2
- ⑥業務として危険物を積載することのある自動車または業務として危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車

\*1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。  
\*2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。

## 2.基本となる補償および補償される運転者の範囲等

### (1)基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
同乗者のご自身や ご自身の補償	<b>人身傷害補償</b>	被共済自動車に搭乗中の事故等により、けがをした場合、死亡した場合、後遺障がいが生じた場合の損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。*1	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害 など
		被共済自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。 なお、自賠責共済(保険)により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 など
相手方への賠償	<b>対人賠償</b>	被共済自動車を運転中の事故等により、他人の財物を壊したり、線路内に立ち入り、電車などの破損を伴わず運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。 なお、自己負担額を設定している場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 など
		<b>対物賠償</b> *2	●契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐しよく・さび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 など
お車の補償	<b>車両損害補償</b>	衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします(全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします)。	

\*1 人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や被共済自動車以外の自動車(注)に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります(「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットした場合を除きます)。(注)被共済自動車以外の自動車には、主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子が、所有または常時使用する自動車を含まないなど、所定の条件があります。  
\*2 上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。  
\*3 2025年4月1日以降に発効・更新を迎える契約は対物賠償の自己負担額「3万円、5万円、10万円」を新たに付帯できません。すでに付帯している場合、継続してご利用いただけます。

## (2)自己負担額 注意喚起情報

車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。  
 契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。  
 ※2025年4月1日以降に発効・更新を迎える契約は車両損害補償の自己負担額「30万円」を新たに付帯できません。すでに付帯している場合、継続してご利用いただけます。

## (3)主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。  
 ①自動セット特約：契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約  
 ②任意セット特約：契約時にお申し出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約

例) ● 任意セット特約：地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって全損と判定する主な条件
車両損害補償の補償タイプが、一般補償またはエコノミーワイド（危険限定車両損害補償特約）の場合に、ご契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車全損*になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします（車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします）。 *地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合があります。	(例)○被共済自動車が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合 ○被共済自動車が津波により流失し発見されなかった場合 ○被共済自動車が全焼した場合 ○建物倒壊等によって被共済自動車が建物の下敷きになるなどして、ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 など

● 任意セット特約：車両損害の無過失事故に関する特約  
 「もらい事故」等で過失のない事故による賠償責任条項および車両損害補償の共済金のお支払いについて、次のア、イの条件をいずれも満たす場合、等級を減算しない取り扱いとする特約です。

ア. 次のa~eのいずれかの場合に該当すること	イ. アのa~cのいずれかに該当する場合は、相手自動車について、次のa、bの事項がいずれも確認されること
a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または「駐停車中の被共済自動車に相手自動車が衝突または接触」による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと当社が判断した場合。 b. 車対車の事故の場合で被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと当社が判断した場合。 c. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が判断した場合。	d. 被共済自動車の自動運行装置の作動中に生じた偶発的な事故（運転者に道路交通法第71条（運転者の遵守事項）第1項第5号の5の規定が適用されていない間に生じた事故に限る）の場合。 e. 本来の仕様とは異なる事象または動作が被共済自動車に生じ、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと当社が判断した場合。
	a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号 b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

## (4)共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄や「ご契約のしおり」等でご確認ください。

## (5)補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。被共済自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

		運転者の範囲					
		主たる被共済者	主たる被共済者の配偶者	①の同居のご親族	①の別居の未婚のお子さま	①~③以外の方	
運転者限定特約	運転者本人限定	○	×	×	×	×	
	運転者本人・配偶者限定	○	○	×	×	×	
	なし	○	○	○	○	○	
運転者年齢条件		運転者年齢条件を適用します。					運転者年齢条件を適用しません。

### ● 運転者本人限定特約

運転する方を「主たる被共済者」に限定します。本人以外の該当しない方が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては共済金をお支払いしません。

### ● 運転者年齢条件

運転者年齢条件に該当しない方が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては共済金をお支払いしません。  
 ※上表④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

### ● 運転者本人・配偶者限定特約

運転する方を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定します。本人・配偶者以外の該当しない方が被共済自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては共済金をお支払いしません。

### ● 子供特約

主たる被共済者およびその配偶者の子どもが運転する場合、子ども専用の年齢条件を設定することで、指定している運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。

子供の年齢条件	付帯できる運転者年齢条件
(1)年齢問わず	21歳以上、26歳以上、35歳以上
(2)21歳以上	26歳以上、35歳以上
(3)26歳以上	35歳以上

## (6)共済期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

共済期間は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。  
 ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も共済期間とみなします。  
 ※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

## (7)契約の効力開始日 注意喚起情報

- ①支払方法が「口座振替」の場合  
 当会での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、当会での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます（郵送加入で効力開始日の記載がない場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な場合は、当会での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます）。  
 ※当社が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効（不成立）とし、効力開始日以後の事故についても共済金はお支払いしません。
- ②支払方法が「現金」の場合  
 当会での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、初回掛金相当額の払い込まれた日の翌日午前零時から補償が開始されます。

なお、契約内容は共済契約証書でご確認いただけます。

## 3.掛金の決定の仕組みと払込方法等

### (1)掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです（原付自転車を除きます）。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。初めてご契約される場合は、6等級となり、9%の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。							
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に以下の年齢区分が適用されます。共済期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">30歳未満</td> <td style="background-color: #cccccc;">30歳以上 40歳未満</td> <td style="background-color: #cccccc;">40歳以上 50歳未満</td> <td style="background-color: #cccccc;">50歳以上 60歳未満</td> <td style="background-color: #cccccc;">60歳以上 70歳未満</td> <td style="background-color: #cccccc;">70歳以上 75歳未満</td> <td style="background-color: #cccccc;">75歳以上</td> </tr> </table>	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上
30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上		
型式別掛金クラス	普通乗用車・小型乗用車・軽四輪乗用車の基本補償・車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故実績等にもとづき決定された掛金クラスを適用する仕組みです。掛金クラスは普通乗用車・小型乗用車は1~17クラスの17段階、軽四輪乗用車は1~7クラスの7段階で、掛金クラスの見直しに伴い型式によっては契約更新前よりも掛金が引き下げ、引き上げとなる場合があります。							
各種割引	被共済自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引・団体割引*							

\*【団体割引について】記載の団体割引率は、当該団体に対する割引率です（個々の割引率は異なります）。ただし、地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約は団体割引の対象になりません。  
 また、適用される割引率は、毎年11月末時点の実績（契約件数・損害率）で決まるため、変動することがあります。団体割引は、多くの組合員の利用と安全運転に支えられています。

### (2)掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます（「年払い」は現金による払い込みも可能です）。当会の他の契約ですでに掛金口座振替を利用されており、同一の金融機関口座を指定いただいた場合、各契約の掛金を合算した額で振り替えさせていただきます。「月払い」の場合、「年払い」に比べて5%割増となります。

### (3)2回目以降の掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

掛金は払込期限までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期限の翌日から3ヵ月間の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

### (4)割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

## II 契約締結時にご注意いただく事項

### 1.告知義務(加入申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、当会が重要な事項として告知を求めた事項(告知事項)に回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項とは申込書において★印がついている項目のことです。告知内容が事実と反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除され、共済金のお支払いができないことがあります(特に、申込後、自動車保険情報交換制度によって、ご申告の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など)。

#### <主な告知事項>

主たる被共済者・生年月日	被共済自動車を主に使用する方であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。
前契約の有無 事故の有無・件数	前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数についてご申告ください。

## III 契約締結後にご注意いただく事項

### 1.通知義務等 注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

#### <主な通知事項>

・被共済自動車の用途・車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更した場合など。
---

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、当会までご通知ください。

・共済契約証書記載の住所を変更するとき	・契約者または主たる被共済者を変更するとき
・被共済自動車を譲渡するとき	・運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更するとき
・自動車の買い替え等により、被共済自動車を入れ替えするとき	・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき

### 2.共済契約の自動継続に関する特約 注意喚起情報

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。共済契約証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、当会または契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は共済期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、車両共済金額、補償額限定一般補償、新車買替特約、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、新車割引、複数契約割引、団体割引等については契約内容が変更となる場合があります。

なお、事業規約・細則の改正があったときには、更新日における改正後の事業規約・細則にもとづく掛金の額、補償内容等(支払事由・共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で補償内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

### 3.解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

契約を解約する場合は当会までご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは当会までお問い合わせください。

### 4.ご契約の中断制度について 注意喚起情報

被共済自動車の廃車、譲渡、返還、車検切れ、盗難、災害による被共済自動車の滅失、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用できることがありますので、当会にご連絡ください。契約の中断日(契約の解約日または満期日)の翌日から5年以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1.補償の重複 注意喚起情報

(1)次の補償または特約(以下「補償等」といいます)をご契約される場合、同様の補償等をご契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、当会の契約以外(損保等)に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。

#### <補償が重複する可能性がある補償等(例)>

マイカー共済	重複する可能性がある当会の補償(商品)等
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯することで、2台目以降は「被共済自動車に乗車中の事故」に限定することができます。
人身傷害に関する交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害に関する交通事故危険補償特約
車両損害付随諸費用補償	○こくみん共済の携行品損害補償
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約 ○こくみん共済の損害賠償補償 ○住まいる共済等の個人賠償責任共済

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、自動付帯のため除外してご契約いただくことはできません。

(2)補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。

それぞれのご契約内容の違いや補償される金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

※補償が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります(それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません)。

(3)上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

### 2.お客さまに関する個人情報の取り扱いについて 注意喚起情報

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

- 所属団体について**  
所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。
- 医療機関等について**  
共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
- 再共済(再保険)について**  
再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。
- 情報交換制度について**  
共済制度の健全な運営を確保するため、本契約に関する個人情報を各共済事業団体、(一社)日本損害保険協会および各損害保険会社との間で共同利用させていただきます。
- こくみん共済 coop 指定整備工場について**  
組合員・お客さまの利便性向上およびご契約車両の保安管理のため、車検切れ防止対策や車検・法定点検整備・修理等のサービス案内に必要な範囲内の個人情報を、こくみん共済 coop 指定整備工場との間で共同利用させていただきます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。